

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第75号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第2号イ中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍法第120条第1項に規定する戸籍証明書（以下「戸籍証明書」という。）」に改め、同項第18号ア中「除かれた戸籍の謄本及び抄本並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書及び戸籍法第120条第1項に規定する除籍証明書」に改め、同条第5項第3号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(会計室)